

倫理審査室規程

第1章 総 則

- 第 1条 この規程は、公益財団法人日本野球連盟定款（以下「定款」という。）第3条の規定（目的）に基づいて設置された、倫理審査室（以下「審査室」という。）に関し必要なことを定める。

第2章 目 的

- 第 2条 審査室は、公益財団法人日本野球連盟（以下「連盟」という。）が社会の信頼を得て、社会的責任を全し、健全に発展していくことを目的とする。

第3章 審 議 事 項

- 第 3条 審査室は、本連盟コンプライアンス委員会にて、草案審議された処分のうち、戒告・けん責より重い社会的、道義的違反について審議する。

第4章 審 査 室

- 第 4条 審査室には、委員長及び副委員長のほか、委員（3名以内）を置く。
第 5条 委員長は、審査室を代表し、会務を掌理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

第5章 任 期 等

- 第 6条 委員の任期及び解任は、定款第33条及び第34条の規定を準用する。

第6章 会 議

- 第 7条 審査室は、委員長が招集して、その議長となる。

第7章 規程の変更

- 第 8条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、2015年2月3日から施行する。